

「照明装置」事件

【事件の概要】

甲16及び甲17発明に基づき進歩性なしとの無効審決を不服として提起された審決取消訴訟

【事件の表示、出典】

平成26年7月17日判決

平成25年（行ケ）10242号審決取消請求事件

知的財産裁判例集HP

【参照条文】

特許法第29条第2項

【キーワード】

進歩性、阻害要因

1. 事実関係

(1) 本件発明

【請求項1】（下線部は相違点に係る構成）

所定方向に並設された複数のLEDと、各LEDの並設方向に延びるように設けられた集光レンズとを備え、各LEDの光が集光レンズを通過して集光レンズから所定の距離だけ離れた位置であって前記LEDの並設方向に撮像範囲の長手を有するように配置されたラインセンサカメラの撮像位置に線状に集光し、これにより前記撮像位置を照明しこれをラインセンサカメラで撮像するように構成されたラインセンサカメラ撮像位置照明用の照明装置において、

この照明装置は、前記各LEDから前記集光位置までの光の経路中に光を主に各LEDの並設方向に拡散させる拡散レンズを備えると共に、前記集光レンズの各LED側の面によって受光レンズ部が形成され、

受光レンズ部を、各LED側に凸面状に形成するとともに各LEDの並設方向に延びるように形成し、各LEDにおいて他の照射角度範囲よりも光の照射量を多くした所定の照射角度範囲から照射される光を受光可能に配置し、

前記拡散レンズを、前記光の経路と交差する所定の面上に延びるように設けられた透明な基板と、該透明な基板の厚さ方向一方の面上に並ぶように設けられた複数の凸レンズ部から形成し、各凸レンズ部を、各LEDの並設方向への曲率半径が各LEDの並設方向と直交する方向への曲率半径よりも小さい曲面状に形成し、

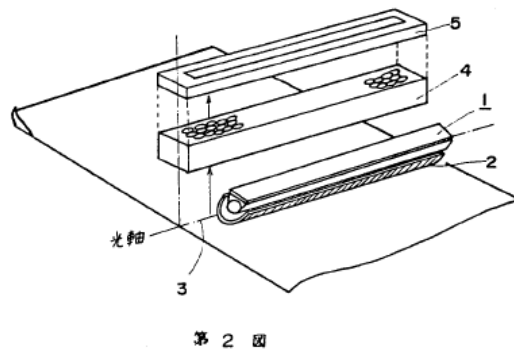
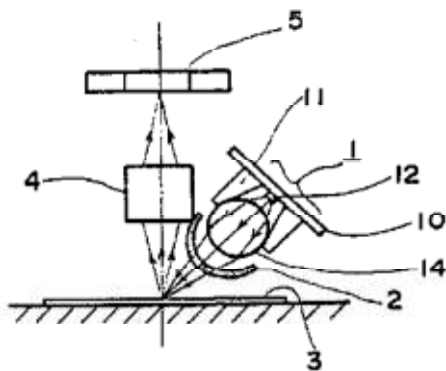
前記各凸レンズ部を、互いに近傍に配置された凸レンズ部同士で各LEDの並設方向へ

の曲率半径が異なるように形成し、これにより、光を前記複数の凸レンズ部のそれぞれの曲率に応じてLEDの並設方向に屈折させて前記拡散を行う

ことを特徴とするラインセンサカメラ撮像位置照明用の照明装置。

(2) 甲16との相違点

本件発明は上記下線部の構成を有するのに対し、甲16発明では「記各LED12から照射面3までの光の経路中に光を拡散させる散乱シート2」であり、「ポリエステルフィルム上に微粉末からなる光拡散層を積層することにより形成する」点。



2. 争点

(1) 審決で認定した上記相違点のうちの前段を相違点ではないと主張

甲16発明の散乱シート2も、主としてLEDの並設方向に光を拡散させることを必須の構成とするものであるから、「光を主に各LEDの並設方向に拡散させる拡散レンズ」という構成は、甲16発明と本件発明1との相違点に当たらない

(2) 甲16発明に甲17発明を適用することで本件発明を容易に想到し得ると主張

3. 裁判所の判断

(1) 相違点の認定

そうすると、甲16発明の上記目的のうち、有効照射巾L2の幅を広げるという目的を達成するためには、各LEDの並設方向(LEDアレイの横方向)への散乱ではなく、同方向と直交する方向(LEDアレイ及びシリンダリカルレンズと垂直な方向)に光を拡散させる必要があることは明らかである。また、甲16公報には、散乱シート2が、各LEDの並設方向への光の散乱と、同方向と直交する方向への光の散乱のいずれかを主又は従として行うものであるとか、各LEDの並設方向と直交する方向への光の拡散の程度を制御するという機能を有する旨を示唆する記載はなく、ポリエステルフィルム

上に微粉末からなる光拡散層を積層するという散乱シート2の上記構成からすれば、散乱シート2は、光の拡散方向を一定の方向に制御することなく、無指向にいずれの方向にも同程度に散乱させるものと認められる。

・・・

したがって、甲16発明の散乱シート2は、各LEDの並設方向だけではなく、各LEDの並設方向と直交する方向にも、同程度、光を拡散させるものであると認められる。

・・・

以上によれば、甲16発明の散乱シート2が「光を主に各LEDの並設方向に拡散させる拡散手段」であるとは認められず、被告の主張を採用することはできない。

(2) 甲17との組み合わせについて

甲17には、上記相違点の後段部分(光拡散体)が記載されていると認定した上で、以下のように組合せは容易でない判断した。

そうすると、甲16発明は、主としてLEDアレイの並設方向に光を集中的に拡散させることを課題とするものではなく、かえって、これと直交する方向にも光を拡散させることを課題とするものであるから、光を特定の1つの方向にのみ集中的に拡散させるという機能を有する光拡散体である甲17発明を、甲16発明に組み合わせることは、その動機付けを欠くものであり、当業者が容易に想到することができるものとは認められないというべきである。

(3) 甲16から本願発明を想到することの阻害要因

また、甲16発明と本件発明1との関係をみても、甲16発明と本件発明1とは、照射面における光のむらを解消することを課題の一部とする点では共通するが、甲16発明は、照度のユラギを改善して照射面全体における照度を均一とすることを目的とし、これに加えて、有効照射中の拡大のため、縦方向にも光を散乱させることを課題とするものであり、かつ、その結果として、照射面における一定程度の照度の低下はやむを得ないことを前提とし(【実施例】)、これを防止することは解決課題とはしていないのに対し、本件発明1は、各LEDの並設方向と直交する方向への光の拡散は課題としておらず、かえって、同方向へはほとんど拡散させずに、光を無用に減衰させることなく主に各LEDの並設方向に集光させ、かつ、照度の低下を防止することを必須の課題とするものであるから、両発明の解決課題は全体として異なるものである。それだけではなく、本件発明1は、各LEDの並設方向と直交する方向への光の拡散はほとんどさせないことにより、光を無用に減衰させることなく集光することを解決手段の1つとするものであるから、これとは逆に、同方向への光の拡散を課題の一部とする甲16発明には、本件発明1を想到することについての阻害要因が存するというべきである。

4. 検討

本願発明と主引例との間に構成の相違があり、当該構成の相違が本願発明と主引例との課題の相違に基づくものである場合、相違点に係る構成を本願発明の構成に置き換えることに対して阻害要因があると判断される。

この場合、その主引例に対していかなる従引例をもってきても進歩性なしという判断にはならず、主引例としての適格を欠くものといえる。

(弁理士 鈴木 守)